

令和5年度
光市民間提案制度
「コネクテッド・ラボひかり」
ネーミングライツ提案型
募集要項



令和5年6月
光市政策企画部行政経営室

～ 目 次 ～

第 1	はじめに	．．．P	1
1	募集の趣旨	．．．P	1
第 2	募集	．．．P	2
1	対象となる提案	．．．P	2
2	契約期間（愛称の使用期間）	．．．P	2
3	ネーミングライツ料等	．．．P	2
4	愛称の基本的条件	．．．P	3
5	愛称のその他の条件	．．．P	3
6	愛称看板等の設置	．．．P	4
7	ネーミングライツパートナーの特典	．．．P	4
8	費用負担	．．．P	5
9	応募資格	．．．P	5
第 3	手続	．．．P	6
1	手続の概要	．．．P	6
2	市との事前相談の実施	．．．P	7
3	提案書類の提出	．．．P	7
4	参加資格の取消し及び参加の辞退	．．．P	8
5	提案審査	．．．P	8
6	契約	．．．P	10
第 4	その他	．．．P	11
1	その他	．．．P	11
2	募集スケジュール	．．．P	11
3	問い合わせ先・書類提出先	．．．P	11

第1 はじめに

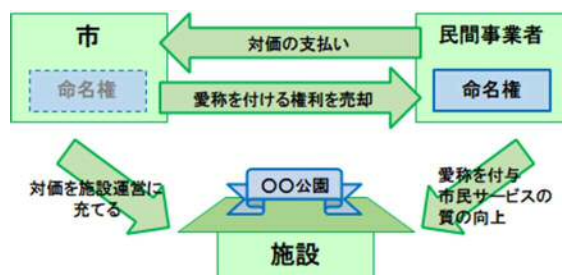
1 募集の趣旨

光市では、公共施設等の長期的、継続的な運営基盤を確立するための新たな財源を確保し、施設の魅力やサービスの向上等を目的として、公共施設等の愛称を命名する権利（命名権。以下「ネーミングライツ」という。）を付与する法人（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

【ネーミングライツ導入により期待される効果】

ネーミングライツパートナー	<ul style="list-style-type: none">命名した愛称を通じて、自社の名称や商品名の広告・宣伝効果が期待できます。市の財源になることは市民等へのサービス向上に寄与し、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）が高まります。
市民・市	<ul style="list-style-type: none">ネーミングライツ料等を得ることにより、市は施設利用者のサービス向上や、市民が望む施策展開等につなげていくことができます。

【ネーミングライツのイメージ】



第2 募集

1 対象となる施設

原則、公園・文化施設・スポーツ施設など、不特定多数の市民等が利用する公共施設等とします。(なお、対象施設には、例えばテニスコート・キャンプ場など該当施設を構成する施設の一部施設又は設備を含むものとします。)

市役所・出張所等の庁舎及び学校など、その性質上ネーミングライツの導入になじまないと本市が判断する公共施設等は対象外とします。

2 契約期間（愛称の使用期間）

契約期間（愛称の使用期間）は3年以上（年単位）とします。開始時期は、原則として、令和6年4月1日（月）となりますが、協議により変更可能です。

3 ネーミングライツ料等

(1) ネーミングライツ料

ア 消費税額及び地方消費税額を除いた年額で提案してください。

※ 契約額は提案金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額になります。

イ ネーミングライツ料の支払いは、原則として、愛称の使用開始日の翌月末までに当該年度分を一括して納付していただき、その後は毎年度4月末に当該年度分を一括して納付していただきます。当該年度の月数が12月に満たない場合は、月割り（1月未満の端数がある場合は、1月として計算）とし、年額を12で除した額に当該年度の愛称を使用する月数を乗じ、1円未満の端数を切り捨てます。（端数の切り捨てにより、年額に契約年数を乗じた額に満たない場合は、最終年度に調整します。）

ウ 提案金額が市場価格（他自治体の類似施設等のネーミングライツ料等）と比較して著しく低いと判断される場合は、審査において失格とする場合があります。

(2) 役務等の提供（任意）

施設の魅力向上のための役務等（施設の維持管理、設備の更新その他施設を活用したサービス等）の提供を提案することが可能です。

4 愛称の基本的条件

- (1) 公共施設等の名称に、企業名・商品名（商品ブランド）などを冠した愛称を付与し、公共施設等の名称として使用できます。
- (2) 施設によっては地名を含む等、付与する愛称に条件があります。その場合、事前相談の回答時に条件を提示します。
- (3) 愛称は日本語及び英語アルファベットにより表記可能です。
- (4) 愛称は施設にふさわしいものとし、わかりやすく市民に親しまれるものとし、提案する愛称が、市民や利用者の混乱を招くおそれや、施設利用上支障となるおそれがある場合は、その愛称について協議する場合があります。
- (5) 今回募集する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設の正式な名称とは異なります。本市が愛称を利用する際は、条例で定める名称を併記することがあります。
※ 条例上の施設名称は変更されません。
- (6) 原則、契約期間中の愛称の変更はできません。ただし、ネーミングライツパートナーが社名を変更する場合等、変更に係る相当の理由があると認められる場合は、この限りではありません。
- (7) ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。
- (8) 決定した愛称及びロゴマーク等に関する知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は、市及び指定管理者が無償で使用できるものとし、

5 愛称のその他条件

- (1) 公共施設等の運営・管理、経営等に影響を与えないものであること。
- (2) 民間施設を含む他の施設等と混同するような愛称は付けないこと。
- (3) 光市以外の地域を連想させるような名称や、品位、公共性、公益性に欠けるような名称でないこと。
- (4) 光市有料広告掲載取扱要綱（平成22年告示第21号）第3条第2項各号及び光市有料広告掲載基準（平成22年訓令第4号）第3条各号に規定する掲載基準にいずれも該当しないものであること。
- (5) 指定管理者制度導入施設においては、指定管理を妨げる、又は指定管理者と競合するような愛称でないこと。
- (6) 個人の氏名でないこと。
- (7) 商標権及び著作権等の権利関係について問題がないこと。

6 愛称看板等の設置

公共施設等の看板、銘板及びサイン表示（以下「看板等」という。）の変更、新規設置を下記の取り扱いのもとで行うことができます。

- (1) 敷地内に看板等を設置（変更、新規設置のいずれの場合も含む。以下同じ。）することができます。ただし、看板等設置については法令、条例に基づく規制や施設構造などにより制限される場合があります。
なお、看板等設置にあたっては、内容、大きさ、設置場所、設置時期等について、本市の承認を得る必要があります。
- (2) 敷地外の看板等の設置については、個別に協議させていただきます。
- (3) 看板等に起因する事故等については、ネーミングライツパートナーが一切の責任を負うものとします。
- (4) 光市景観条例（平成22年条例第25号）等の関係法令を遵守する必要があります。
- (5) 興行等による施設利用者から、呼称の表示の遮断及びネーミングライツによる呼称の不利用等の要請があった場合、期間を定めて当該要請に応じることができるものとし、このことに伴う市等からの補償は行いません。
- (6) 契約期間終了時はネーミングライツパートナーの責任において現状に回復する必要があります。

7 ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには、以下の特典があります。

- (1) 公共施設等の敷地に看板等を設置することができます。
- (2) ネーミングライツパートナーのホームページ等にネーミングライツパートナーであることをPRすることができます。
- (3) 市は、広報紙やホームページなどを通じて、愛称の普及と定着を図るとともに、市が作成・使用する印刷物についても愛称を使用します。また、報道機関等を通じて愛称の周知を図ります。
- (4) その他、希望する特典等（付帯条件）があれば応募時に提案することができます。（提案された特典等（付帯条件）はその実施の可否を協議し、市が決定します。）

※ 愛称使用開始以降に開催されるイベントや催しものであっても、ネーミングライツパートナー決定時に、イベントや催しもの開催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに愛称を表示することができません。

8 費用負担

ネーミングライツに関する費用負担は次のとおりとします。

なお、本市の費用負担分について、その全部又は一部をネーミングライツパートナーが負担することを妨げるものではありません。

区分	費用負担	
	市（指定管理者を含む）	ネーミングライツパートナー
看板等の変更、新設及び点検等の安全管理や修繕等の維持管理に要する経費 ※1		○
看板等に起因する事故や商標権の侵害等で第三者に損害が生じた場合		○
愛称使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や、本市及び指定管理者ホームページの表示変更 ※2	○	
その他定めのない費用負担	協議により決定	

※1 看板等を新設する場合は、設置の可否について協議のうえ決定します。

※2 印刷物等については、残部数や改定時期等を勘案し、協議のうえ変更時期を決定します。

9 応募資格

応募資格については、次の条件を全て満たすものとします。

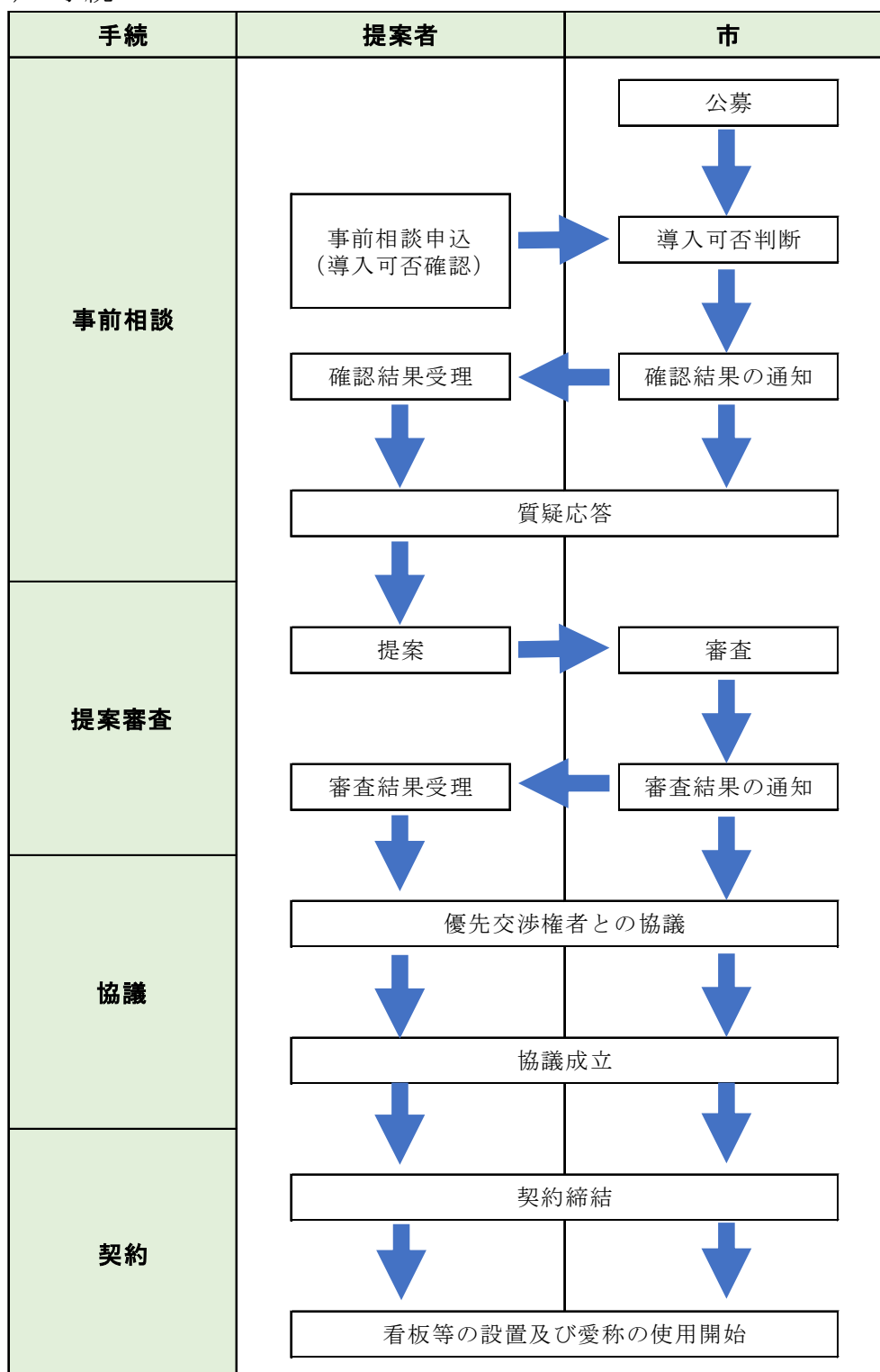
- (1) 資力及び信用を備えた会社・団体等の法人であること。
- (2) 次の事項に該当する業種又は事業者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当するもの
 - イ 国税及び地方税の滞納をしているもの
 - ウ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営が著しく不健全と認められるもの
 - エ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあるものその他社会問題を起こしているもの
 - オ 指定管理者の事業目的と競合するもの
 - カ 光市有料広告掲載基準（平成22年訓令第4号）第2条各号に該当するもの

第3 手続

1 手続の概要

本制度における提案、審査等の流れは次のとおりです。

(1) 手続フロー



2 市との事前相談の実施

ネーミングライツパートナーになることを希望する公共施設等に、ネーミングライツの導入が可能であるか、付与する愛称に条件があるか等、確認が必要となりますので、提案前に次のとおり事前相談を実施します。

(1) 申込期間

令和5年6月1日（木）～令和5年8月31日（木）

(2) 申込方法

別紙「様式第1号 事前相談申込書」に必要事項を記入の上、行政経営室（「第4 3 問い合わせ先・書類提出先」）に電子メールによりデータで提出してください。

(3) 確認結果の通知

確認の結果は、書面にて（導入可能であれば、条件や施設の概要等を付して）回答します。

導入が可能である場合は、通知後、提案書類の提出にむけて、市と提案者で個別に質疑応答を実施していきます。

3 提案書類の提出

(1) 提出書類

提案者は以下の書類を提出してください。

※ 事前相談を実施せずに作成した提案書類は、提出することができません。

様式第2号 提案提出書
様式第3号 提案書
法人登記記載事項全部証明書（ <u>発行後3か月以内原本</u> ）
国税、県税及び市税の未納及び滞納がないことの証明書 （ <u>発行後3か月以内原本</u> ） <ul style="list-style-type: none">・国税：本社に係る、国に納める全ての税（その3の3証明書）・県税：本社所在地に係る、都道府県に納める全ての税 （委任（契約等を本社以外で行うことをいう。以下、同じ。）があるときは委任先地のみ。本社は不要）・市税：本社所在地に係る、市町村に納める全ての税 （委任があるときは委任先地のみ。本社は不要） <p>※ 上記に加え、光市に支店・営業所を有する場合は、委任の有無に関わらず光市発行の完納証明書を提出</p>
損益計算書・貸借対照表（直近3期分）

(2) 提出方法

(1)の提出書類を、行政経営室（「第4 3 問い合わせ先・書類提出先」）に提出してください。

ア 郵送する場合

簡易書留でご郵送ください。（提出期限必着）

イ 持参する場合

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。
（土・日・祝日等閉庁日を除きます。）

(3) 提出期間

令和5年6月1日（木）～令和5年9月29日（金）

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は返却しません。

イ 提出書類の差し替えはできません。

ウ 提出書類は、提案審査以外の目的で使用しません。

エ 提出書類の作成や提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

4 参加資格の取消し及び参加の辞退

(1) 参加資格の取消し

次の場合には、参加資格を取消します。

ア 提出された書類に不備や虚偽の記載等があった場合

イ 応募資格を満たさない場合又は満たさなくなった場合

(2) 参加の辞退

参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第4号）」を提出してください。

5 提案審査

(1) 一次審査

一次審査として、提出された書類に基づき、「第2 5 愛称のその他条件」及び「第2 9 応募資格(2)」に規定する内容を満たしているかを事務局において書類審査します。これら要件を満たしている場合は、市が設置する選定委員会における二次審査を実施します。

(2) 二次審査（選定委員会による審査）

審査は、「光市ネーミングライツパートナー選定委員会」（政策企画部長、総務部長、施設を所管する部次長・課長、財政課長、行政経営室長で構成）にて行います。提出された書類をもとに、次の審査項目に着目して審査を行い、ネーミングライツパートナー候補者（優先交渉権者）を選定します。

(審査項目)

	審査項目	審査内容等	配点
1	ネーミングライツパートナーとしての適格性	パートナーとしてのふさわしさ、経営の安定性、地域との関係性	30
2	愛称の内容	愛称のふさわしさ、呼びやすさ、読みやすさ、認識のしやすさ	10
3	ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	40
4	契約期間	契約期間の妥当性	10
5	施設の魅力向上への貢献	施設の魅力向上へ寄与しているか	10

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に書面で通知します。

(4) その他

- ア 提案者が1者の場合においても、審査を実施します。
- イ プレゼンテーションは行いませんが、提出された書類の内容確認のため、必要に応じてヒアリング（聞き取り調査）を行う場合があります。
- ウ 審査の結果、一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、ネーミングライツパートナーを選定しないことがあります。
- エ 審査結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。
- オ 集計した点数が同点の場合は、ネーミングライツ料の点数が高い提案者の順位を上位とします。
- カ 審査結果については、市のホームページ等で公表します。

6 契約

(1) 契約締結に向けた手続き

審査結果を受けて、優先交渉権者と契約締結に向けて協議を行います。協議が整えばネーミングライツパートナーとして契約を締結します。優先交渉権者との協議中に合意の可能性がないと市が判断した場合には、次点者を新たな候補者として契約締結に向けた協議を行うことがあります。

なお、契約締結までの間に、優先交渉権者（次点者）が募集要項の条件等を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがあります。

(2) 庁内及び利用者等への周知

ネーミングライツパートナーとの契約締結後は、すみやかにネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料及び愛称の使用期間等を、庁内及び関係機関をはじめとする利用者等へ様々な広報媒体（本市ホームページ及び市広報等）を活用して周知します。

(3) 契約の解除

契約の締結後でも、募集要項の条件等を満たさなくなった場合や、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとします。

この場合には、既に納入したネーミングライツ料等は返還しないものとします。また、既に看板等の設置を済ませていたり、施設表示等を変更していた場合には、速やかに原状回復を図るとともに、その原状回復にかかる費用は、ネーミングライツパートナーの負担となります。

(4) 契約の更新

契約期間満了時の更新については、契約期間中に他者から現契約と比較し特に優れた提案がなく、ネーミングライツパートナーが契約の更新を希望する場合、優先交渉権があります。

第4 その他

1 その他

本要項に記載されていない事項及び想定されていない事態が発生した場合には、市と別途協議を行うものとします。

2 募集スケジュール

内容	日程
事前相談	令和5年6月1日(木)～令和5年8月31日(木)
提案書の受付(提出期間)	令和5年6月1日(木)～令和5年9月29日(金)
提案審査	令和5年10月下旬～11月上旬(予定)
優先交渉権者との協議	令和5年11月(予定)
契約の締結	令和5年11月以降(予定)
準備期間(看板等)	契約締結後～令和6年3月31日(日)
愛称使用開始	令和6年4月1日(月)

3 問い合わせ先・書類提出先

- 部署 光市政策企画部行政経営室(担当:本間、廣本)
- 住所 〒743-8501 光市中央六丁目1番1号
- 電話 0833-72-1415
- E-mail gyouseiikeiei@city.hikari.lg.jp
- 市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp>